

上越市ガス水道局談合疑惑解明原告団規約

第1条（名称）

この団体の名称は、「上越市ガス水道局談合疑惑解明原告団」とします。

第2条（事務局）

当団の事務局は上越市内におきます。

第3条（目的）

当団は、上越市ガス水道局所管の本支管工事における談合疑惑の全容を解明し、市長に対して関係業者に損害賠償請求をすることを求め、もって市民の血税のムダ使いと談合による不正な入札を防止するための活動を行うことを目的とします。

第4条（活動）

当団は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行います。

- ① 上越市ガス水道工事談合損害賠償請求履行請求事件訴訟に関する原告としての活動
- ② 談合の全容を解明するための情報収集。
- ③ 談合が起こらないようにするためのしくみづくりの研究および提言。
- ④ 第3条の目的達成に有益なグループとの連携
- ⑤ その他、第3条の目的を達成する為に必要な事業

第5条（団員）

- 1 原告団員は、第3条の目的を承認し、第4条第1項の訴訟の原告となる個人とします。
- 2 原告団に入団しようとする人は、入会金1000円を添えて入団申込を行い、弁護士への委任状の提出など必要な手続きを行うことにより、団員となります。
- 3 団員は、裁判からの離脱など、原告としての資格を失うことで退団します。

第6条（運営費用）

当団は、入会金及び目的に賛同する個人・団体からの募金をもって運営します。運営費用は、事務局長が管理します。

第7条（役員）

- 1 当団に次の役員を置きます。

- ① 団長 1名 当団を代表し、すべての事務を統括します。
- ② 副団長 若干名 団長を補佐します。
- ③ 運営委員 若干名 団長及び副団長を補佐します。
- ④ 事務局長 1名 総会及び役員会のもとに日常の事務を統括します。

- 2 団長、副団長、運営委員、事務局長により役員会を構成します。

- 3 役員任期は1年とし、再選を妨げません。

第8条（総会）

- 1 原告団は原告団総会を適宜開催し、次の事項を決議します。

- ① 原告団の基本方針
- ② 役員選出
- ③ その他、役員会で必要と認めた事項

- 2 総会の議事は、出席した団員の過半数をもって決めます。

- 3 総会は、役員会の決議に基づき、団長が召集します。

- 4 団長が必要と認める場合は、いわゆる持ち回り総会並びに電子メールなどによる投票による決議ができるものとします。

第9条（役員会）

- 1 役員会は、総会の決定に従い、原告団の日常活動についての必要事項を決定します。

- 2 役員会の議事は、出席した役員員の過半数をもって決めます。

- 3 総会は、団長が召集します。

- 4 団長が必要と認める場合は、いわゆる持ち回り役員会並びに電子メールなどによる投票による決議ができるものとします。

付則 この規約は2015年（平成27年）4月23日より施行します。